

接骨院の新聞紙



交通事故に遭った！！ どうすればいいの・・・！？

これだけ車が走っていれば交通事故にいつ遭遇してもおかしくありません。被害者加害者どちらにもなりたくないものです。しかし実際事故にあってしまったらどうすれば良いのでしょうか？やるべき事を順番に並べてみました。ぜひ**保存版**にしてみてください。

1 第一にやるべき事とは？

まず**自分の身が重症ならまわりに助けを求めます。救急車を呼んで貰うことです。**軽症ならば落ち着いて次の事を実行します。**逃げそうな加害車両はナンバーを覚える。**加害者はよそ見をしていたりする場合 衝撃音を聞いたとしても「車が、ゴミでも踏んだのかも」と勝手に思い込み その場を去ってしまうこともありうるからです。

2 軽症でも救急車！？

加害者が気付いて車から降りた場合は即座に救急車 警察に連絡しましょう。たとえ軽症であってもトラブル回避の為警察に連絡、そして救急車で病院に行くの良いと思います。それは・・・

第1点に**後から病院に行くと何日かして落ち着いた頃また事故現場に呼び出され警察、加害者、被害者立会いで人身事故扱いにする現場検証をします。**救急車に乗ればその場で人身事故扱いとして警察は現場検証に入ります。2度手間になるので、軽症でも一応救急車に乗るといいでしょう。

第2点に痛みは後からでて来る事が多い為です。例えば首に痛みがなくても変な違和感があれば危険です。事故直後は体も気持ちも興奮状態になり痛みを感じないことがおおいのですが、**事故から数日後に痛みが出てきます。**

3 病院でレントゲン等検査診察を受けて診断書をもらい警察署に提出します。

治療費や救急車費用は病院窓口で持ち合わせのお金があれば支払って領収書ももらっておきます。あとで加害者、または加害者側の保険会社に請求する為 大事にとって置くことです。交通事故は健康保険より割高に料金設定されています。しかも10割分の医療費の為 やや高額になります。支払いの際足りない場合はその旨を窓口で伝え 更に相手自賠責保険か任意保険かまだわからないので保留してもらいましょう。預かり金を預けるかもしれません。



4 加害者に治療費 修理費等どうするか確認しましょう。



A **一番の安全策 加害者加入の任意保険を使う** (損保ジャパン アクサダイレクト 全労災など)
保険会社が間に入ります。この方法が一番被害者加害者間のトラブルが少なく保険会社が満足な対応をしてくれますので被害者の心理的な部分でも大変安心です。加害者が任意保険に加入しているならば必ずこの方法をとってもらいましょう。保証のフルコースと言ったところでしょう

B 加害者の自賠責(強制保険)を使う

加害者が任意保険に加入していなくても車を所持しているならば自賠責(強制保険)に加入する義務があります。任意保険が使えない場合 この自賠責保険を使いましょう。但し補償額が120万円までとなる為例えば入院費用や慰謝料、車の修理、治療の長期化等で費用が120万円を越えると被害者加害者間でお金のやりとりをするのでトラブルが多くなります。(加害者の支払い能力による支払いしぶり、また加害者も協力的ではなくなってきました。) また手続き書類を作るのも自分で簿記記入の為手間がかかります。

C 自分の保険証を使う

保険証を使う場合は、**やむを得ない理由があるとき**です。例えば、加害者が違法に自賠責に加入していないとか、自賠責期限切れ後、再加入を忘れていたなど、または 自分が加害者と同じ位過失の責任がある等です。自分の加入している保険組合に電話して事情を話し第三者行為届けの用紙を送ってもらい必要事項を記入し送り返すと手続き終了です。医療機関には窓口で3割の負担額を払い領収書をとっておき後で加害者に請求することになります。加害者と被害者での直接的なやりとりは治療が長期化するにしがたいトラブルになりやすいので最も被害者のリスクが高いやり方といえます。また**加害者が任意保険に入っているにもかかわらず保険会社の払いしぶりによって保険証を使ってくださいとお願いされる事がありますが、医療機関に迷惑がかかるので断りましょう。**よほどの理由がない限り保険証は使わないことです。



5 接骨院で治療を受ける場合



とりあえず受診しましょう。接骨院の先生に詳しい状況と病院で診て貰った負傷部位を伝えてください。病院で治療した所以外に痛みが出てきた場合、接骨院の先生に相談し治療してもらいましょう。その後、保険会社に電話します。「事故の影響で、あとから痛みが出てきた部位があるので、そこもいっしょに接骨院で治療していただきました。」と伝え治療部位が増えた事を認めてもらってください。ここで大事なことは治療部位が何箇所かをはっきりさせておく事です。

6 治療開始から途中経過

治療を開始してから3ヶ月を越えてくると保険会社から症状経過の聞き取りやそろそろ終了の打診があります。その為なるべく開始から3ヶ月の間にしっかり通院し症状をなくしていく必要があります。1日おき2日おきだと症状が緩和する期間が延びます。ちゃんと毎日通院しましょう。5ヶ月位で保険会社さんも治療費や患者さんに払う慰謝料(1回通院につき4000円が支払われる)がかさむ為治療終了を促します。



7 示談ですべて終了

症状が良くなり先生がOKを出したら、または5ヶ月を越え保険会社が終了を促してきたらそろそろ治療を終了し示談をするべきです。示談とは加害者と被害者が書面でサインを取り交わし、これでこの事故の件はすべて終了と約束をかわすことです。先生が治療費明細書と診断書を書いて保険会社に郵送されると治療費の支払いが行なわれたり、被害者にも慰謝料が支払われます。その後示談書が送られてきてサインを記入、保険会社に送り返すとすべて終了になります。

